

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の概要

海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の設立、業務の範囲等について定める。

背景

- 我が国の経済成長のためには、アジアなど海外で拡大が見込まれる通信・放送・郵便サービスの需要を積極的に取り込んでいくことが必要。
- また、地上デジタルテレビ放送（地デジ）日本方式の海外展開で培った人脈等を、我が国のICT分野全体の市場拡大につなげることが可能。
- 海外における通信・放送・郵便事業は、規制分野であるが故の政治リスクやそれに伴う需要リスクがあることから、長期リスクマネーの供給によるサポートが有効。

主な規定

- 機構の設立及び政府出資
 - ・ 海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）を、海外において電気通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者（以下「対象事業者」という。）に対し支援を行うことを目的とする株式会社形態の認可法人として設立する。
 - ・ 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとする。
- 機構の業務の範囲等
 - ・ 機構は、対象事業者に対する出資、資金の貸付け、専門家の派遣又は助言等の業務を営むこととする。
 - ・ 総務大臣は、機構が支援の決定に当たって従うべき基準を定めて公表しなければならないこととする。
- その他
 - ・ 対象事業者及び支援内容等の決定を行う海外通信・放送・郵便事業委員会を機構に置くこととするほか、総務大臣による監督、機構の解散その他の所要の規定を整備する。